

令和元年度 第12回鹿屋市農業委員会総会議事録

- 1 日 時：令和2年3月23日（月） 午前9時 から 午前11時25分
 2 場 所：鹿屋市役所7階大会議室
 3 委 員

出	中塩屋 均	出	新原 晃憲	出	畠井 孝二	出	榎原 辰夫
出	堀之内 節子	出	倉田 雪男	出	園田 誠	出	福元 康光
出	障子田 勝	出	田中 次男	出	村山 みつ子	出	木場 夏芳
出	新村 良廣	出	泊 義秋	出	寺下 幸弘		
出	上之原 昇	出	郷原 實行	出	上野 輝男		
出	西ノ原 敏男	出	牧之瀬 弘行	出	有村 隆		

推進委員（新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、招集していない）

—	垣内 直人	—	栗山 タカ	—	西元 貞幸	—	清水 洋平
—	大園 和幸	—	高田 裕幸	—	徳田 潤一	—	入佐 哲朗
—	鶴田 勉	—	田村 利秋	—	本村 ヤス子	—	川崎 守
—	上穂木 紀順	—	村場 重穂	—	持増 正		
—	永山 智哉	—	藏ヶ崎 俊光	—	有馬 研一		
—	谷口 芳久	—	鬼塚 哲郎	—	立元 和揮		

4 部外者出席

農林水産課 農業振興管理係 主査 山中 俊明
 かのやアグリ起業ファーム 主事 甲斐 涼太郎

5 事務局職員

局 長 長友 浩志
 次長兼振興係長 西迫 博
 農地係長 下原 隆二
 主 査 福嶋 雅明
 主 査 井手口 剛
 主 査 鳥巢 良和
 主 査 根木原 英一
 主 査 久木田 郁香
 主 査 鎌田 浩一（輝北総合支所産業建設課）
 主 査 村場 浩秋（串良総合支所産業建設課）
 主 査 前田 健二（吾平総合支所産業建設課）

6 総会日程 [議事]

- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について
- ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
- ・農地転用の事業計画変更について
- ・農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
- ・非農地証明について
- ・農地利用（形質）変更届について
- ・農地移動適正化あっせん申出について
- ・荒廃農地の発生・解消状況に関する調査による非農地の意見決定について
- ・農地法第3条第2項第5号の規定による令和2年度下限面積（別段の面積）の設定について

[報告]

- ・農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について
- ・令和2年度農作業標準賃金及び農作業料金について
- ・令和2年度農地賃借料について
- ・令和2年度の総会・調査等の日程について
- ・令和2年度調査員割当表について
- ・令和2年度農業委員先進地視察研修について
- ・令和2年度農業委員会事務局当初予算概要について
- ・農業委員会活動記録簿の変更について

[その他]

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 西ノ原 敏男 委員 ・ 倉田 雪男 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和元年度 第12回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和2年3月23日（月） 開会 午前9時 閉会 午前11時25分

鹿屋市役所7階大会議室

局長 総会に先立ちまして、令和2年3月31日を持ちまして1名の事務局職員の退職がありますので、ご紹介いたします。串良産業建設課の大村勝美課長と四元清子主幹ですが、四元主幹は公務のため欠席ですので、課長より一言挨拶をお願いいたします。

大村（挨拶）省略

局長 ありがとうございます。大村課長は、公務のため退席されます。

（開会）

局長 それでは、皆さん、姿勢を正してください。「一同礼」着席してください。

会長 ただいまから、令和元年度第12回鹿屋市農業委員会総会を開会いたします。

事務局長に委員の出席状況を報告してもらいます。

局長 本日の委員の欠席はありません。出席委員数は、21名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告いたします。なお、推進委員につきましては、新型コロナウイルス感染予防対策のため、出席は求めています。鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、木場会長にお願いします。

議長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号6番の西ノ原委員と8番の倉田委員を指名します。なお、本日の会議書記は、事務局職員の福島主査を指名いたします。これより議事に入ります。

これより議事に入りますが、今回は、新型コロナウイルス感染予防対策のため推進委員全員の出席を求めていますので推進委員に係る案件は退席を求めず、そのまま進めていきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、そのように進めます。

1頁、議案第97号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 議案第97号、1頁から58頁です。初めに利用権設定について、2頁で説明します。公告年月日は、令和2年3月24日です。合計面積は、44万141㎡、うち更新分19万9千

520 m²、内訳、田 14 万 7 千 323 m²、畑 29 万 967 m²、樹園地 1 千 851 m²です。利用権を設定する者 144 人、設定を受ける者 88 人です。始期は、いずれも令和 2 年 4 月 1 日です。期間は、1 年、2 年、3 年、4 年、5 年、6 年、7 年、8 年、10 年、15 年です。次の 3 頁から 41 頁は、設定期間、権利区分及び設定内容別です。

初めに 3 頁です。1 番から 4 頁の 6 番までは、設定期間が 1 年です。3 頁、1 番は、賃借権で新規設定。2 番、3 番は、賃借権で再設定。

次に 4 頁 4 番から 6 番までは全て、賃借権で再設定。次の 7 番から 5 頁の 11 番までは、設定期間が 2 年です。4 頁 7 番は、農業委員会の取決め制限でありますので、後ほど説明いたします。

次に 5 頁 8 番は、賃借権で新規設定。9 番は、農業委員会の取決め制限でありますので、後ほど説明いたします。10 番、11 番は、賃借権で再設定。

次に 6 頁 12 番から 7 頁の 19 番までは、設定期間が 3 年です。6 頁 12 番から 14 番までは全て、賃借権で新規設定。15 番は、農業委員会の取決め制限でありますので、後ほど説明いたします。

次に 7 頁 16 番から 18 番までは全て、賃借権で再設定。19 番は、使用賃借権で再設定。

次に 8 頁 20 番は、設定期間が 4 年で、賃借権で新規設定。次の 21 番から 18 頁の 61 番までは、設定期間が 5 年です。8 頁 21 番は、賃借権で新規設定。22 番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。23 番は、次の頁にかけて、使用賃借権で新規設定。

次に 9 頁 24 番、25 番は、賃借権で新規設定。26 番は、使用賃借権で新規設定。27 番は、賃借権で新規設定。

次に 10 頁 28 番から 31 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に 11 頁 32 番から 35 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に 12 頁 36 番から 39 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に 13 頁 40 番から 42 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に 14 頁 43 番から 47 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に 15 頁 48 番は、賃借権で新規設定。49 番から 51 番までは全て、賃借権で再設定。

次に 16 頁 52 番、53 番は、賃借権で再設定。54 番は、使用賃借権で再設定。55 番は、賃借権で再設定。

次に 17 頁 56 番は、使用賃借権で再設定。57 番から 59 番までは全て、賃借権で再設定。

次に 18 頁 60 番、61 番は、賃借権で再設定。次の 62 番から 29 頁の 106 番までは、設定

期間が6年です。18頁、62番から64番までは全て、賃借権で新規設定。

次に19頁65番は、賃借権で新規設定。66番は、使用貸借権で新規設定。67番、68番は、賃借権で新規設定。

次に20頁69番は、使用貸借権で新規設定。70番、71番は、賃借権で新規設定。

次に21頁72番から76番までは全て、賃借権で新規設定。

次に22頁77番から79番までは全て、賃借権で新規設定。80番は、賃借権で再設定。

次に23頁81番から84番までは全て、賃借権で再設定。

次に24頁85番から88番までは全て、賃借権で再設定。

次に25頁89番から92番までは全て、賃借権で再設定。

次に26頁93番から95番までは全て、賃借権で再設定。

次に27頁96番から99番までは全て、賃借権で再設定。

次に28頁100番から103番までは全て、賃借権で再設定。

次に29頁104番から106番までは全て、賃借権で再設定。次の107番、108番は、設定期間が7年です。107番は、賃借権で新規設定。108番は、賃借権で再設定。

次に30頁109番は、設定期間が8年で、賃借権で新規設定。次の110番から40頁の147番までは、設定期間が10年です。30頁110番から112番までは全て、賃借権で新規設定。

次に31頁113番から115番までは全て、賃借権で新規設定。

次に32頁116番から119番までは全て、賃借権で新規設定。

次に33頁120番から122番までは全て、賃借権で新規設定。

次に34頁123番から127番までは全て、賃借権で新規設定。

次に35頁128番から130番までは全て、賃借権で新規設定。131番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。

次に36頁132番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。133番、134番は、農業委員会の取決め制限でありますので、後ほど説明いたします。

次に37頁135番、136番は、農業委員会の取決め制限でありますので、後ほど説明いたします。137番、138番は、賃借権で再設定。

次に38頁139番から141番までは全て、賃借権で再設定。142番は、使用貸借権で再設定。

次に39頁143番から146番までは全て、賃借権で再設定。147番は、次の頁にかけて、使用貸借権で再設定。

次に40頁148番から41頁の149番は、設定期間が15年です。148番は、使用貸借権で

新規設定。

次に 41 頁 149 番は、賃借権で新規設定。以上です。

議 長 ただいま事務局から説明がありました、3 頁 1 番から 4 頁 6 番までの 1 年もの 6 件です。
ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に 4 頁 7 番から 5 頁 11 番までの 2 年もの 5 件ですが、4 頁 7 番が農業委員会の取決め制限にあたりますので、永山委員に係る案件について事務局の説明をお願いします。

下 原 4 頁の 7 番は、借人永山委員が使用賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 永山委員に係る 4 頁 7 番の 2 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、永山委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に 5 頁 9 番の 2 年ものですが、農業委員会の取決め制限にあたります高田委員に係る案件について事務局の説明をお願いします。

下 原 5 頁の 9 番は、借人高田委員が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 高田委員に係る 5 頁 9 番の 2 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、高田委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの 2 年もの 3 件です。ご異議ありませんか。

次に 6 頁 12 番から 7 頁 19 番までの 3 年もの 8 件ですが、6 頁 15 番が農業委員会の取決め制限にあたりますので、入佐委員に係る案件について事務局の説明をお願いします。

下 原 6 頁の 15 番は、借人入佐委員が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 入佐委員に係る 6 頁 15 番の 3 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、入佐委員に係る案件は、申請どおり許可と決定します。

次に残りの 3 年もの 7 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に8頁20番の4年もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に8頁21番から18頁61番までの5年もの41件ですが、8頁22番が鹿屋市農業委員会規則第28条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので、中塩屋委員に退席をいただき審議します。

(中塩屋委員：退席)

8頁22番について事務局の説明をお願いします。

下原 8頁の22番は、借人中塩屋委員が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 中塩屋委員に係る8頁22番の5年もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(中塩屋委員：着席)

中塩屋委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの5年もの40件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に18頁62番から29頁106番までの6年もの45件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に29頁107番、108番の7年もの2件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に30頁109番の8年もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に30頁110番から40頁147番までの10年もの38件ですが、35頁131番と36頁132番が議事参与の制限にあたりますので、福元副会長に退席をいただき審議します。

(福元副会長：退席)

35頁131番、36頁132番について事務局の説明をお願いします。

下 原 35 頁の 131 番、36 頁の 132 番は、借人福元副会長が代表を務める法人が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 福元副会長に係る 35 頁 131 番、36 頁 132 番の 10 年もの 2 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(福元副会長：着席)

福元副会長に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に 36 頁 133 番から 37 頁 136 番が農業委員会の取決め制限にあたります。入佐委員に係る案件について事務局の説明をお願いします

下 原 36 頁の 133 番は、借人入佐委員が使用貸借権の新規設定を行うもので、134 番から 37 頁の 136 番までは、賃借権の新規設定を行うものであり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 入佐委員に係る 36 頁 133 番から 37 頁 136 番の 10 年もの 4 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、入佐委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの 10 年もの 32 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に 40 頁 148 番から 41 頁 149 番の 15 年もの 2 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に 42 頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 所有権移転について、42 頁から 46 頁です。42 頁で説明します。公告年月日は令和 2 年 3 月 24 日、合計面積は、4 万 5 千 531 m²です。うち、田 7 千 981 m²、畑 3 万 7 千 550 m²です。所有権を移転する者 13 人、所有権の移転を受ける者 13 人です。

43 頁をご覧ください。1 番から 46 頁の 13 番までは、全て所有権移転協議成立したものです。以上です。

議 長 ただいま説明がありました、所有権移転協議が成立したものの 13 件です。ご異議ありま

せんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に47頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

下 原 中間管理権設定については、47頁から58頁です。47頁で説明します。公告年月日は、令和2年3月24日です。合計面積は、11万1千476㎡で、うち、田1万7千969㎡、畑9万3千507㎡です。利用権を設定する者33人、利用権の設定を受ける者19人で、全て新規設定であります。始期は、令和2年3月31日で、期間は5年、10年です。

次の48頁の1番から53頁の34番までは、貸人から公社への設定期間、権利区分別で、53頁の35番から58頁の52番までは、公社から借人への転貸、設定期間、権利区分別です。

48頁をご覧ください。1番は、設定期間が5年で、賃借権。次の2番から、設定期間が10年です。2番から4番までは全て、使用賃借権。

次に49頁5番は、使用賃借権。6番から11番までは全て、賃借権。

次に50頁12番から16番までは全て、賃借権。

次に51頁17番から24番までは全て、賃借権。

次に52頁25番は、賃借権。26番は、使用賃借権。27番は、賃借権。28番は、使用賃借権。29番は、賃借権。

次に53頁30番から33番までは全て、賃借権。34番は、使用賃借権。次の35番からは、公社から借人への転貸設定です。35番は、設定期間が5年で、賃借権。

次に54頁36番から、設定期間が10年です。36番は、次の頁にかけて、賃借権。

次に55頁37番、38番は、使用賃借権。

次に56頁39番から42番までは全て、賃借権。43番は、使用賃借権。

次に57頁44番、45番は、賃借権。46番、47番は、農業委員会の取決め制限でありますので、後ほど説明いたします。48番、49番は、賃借権。

次に58頁50番、51番は、賃借権。52番は、使用賃借権。以上です。

議 長 ただいま説明がありました、貸人から県地域振興公社への貸出しが、48頁1番の5年もの1件と48頁2番から53頁34番までの10年もの34件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可といたします。

次に県地域振興公社から転貸設定の 53 頁 35 番の 5 年もの 1 件と 54 頁 36 番から 58 頁 52 番までの 17 件ですが、57 頁 46 番、47 番が、農業委員会の取決め制限にあたりますので、高田委員に係る案件から審議します。57 頁 46 番、47 番について事務局の説明をお願いします。

下 原 57 頁の 46 番は、借人高田委員が使用貸借権の新規設定を行うもので、47 番は、賃借権の新規設定を行うものであり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 高田委員に係る 57 頁 46 番 47 番の 10 年もの 2 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に残りの 10 年もの 15 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可といたします。

次に 59 頁、議案第 98 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第 98 号、59 頁から 72 頁です。72 頁で説明します。今回は、所有権移転 31 件、地上権設定 15 件の計 46 件です。内訳は、田 29 筆、2 万 4 千 858 m²、畑 55 筆、24 万 4 千 558 m²、他 14 筆、11 万 3 千 325 m²、計 98 筆、38 万 2 千 741 m²です。

初めに 59 頁です。1 番は、畑 1 千 16 m²の贈与です。2 番は、畑 992 m²の売買です。3 番は、田 1 千 381 m²の売買です。4 番は、田 972 m²の売買です。5 番は、田 487 m²の売買です。

次に 60 頁 6 番は、田 400 m²の売買です。7 番は、畑 892 m²の売買です。8 番は、畑 3 千 432 m²の売買です。9 番は、畑 1 千 484 m²の売買です。

次に 61 頁 10 番は、田 3 千 60 m²の売買です。11 番は、畑 1 千 420 m²の売買です。12 番は、畑 3 千 802 m²の売買です。13 番は、畑 1 千 453 m²の売買です。

次に 62 頁 14 番は、田 1 千 996 m²の贈与です。15 番は、畑 1 千 204 m²の贈与です。16 番は、畑 806 m²の売買です。17 番は、畑 3 千 854 m²の売買です。18 番は、畑 2 千 985 m²の売買です。

次に 63 頁 19 番は、田 2 千 752 m²の売買です。20 番は、田 1 千 21 m²の売買です。21 番は、田 745 m²の売買です。次の 22 番から 68 頁の 31 番までは、全て記載のとおりです。

なお、69 頁の 32 番から 72 頁の 46 番までは、次の 5 条申請の営農型太陽光発電施設の

一時転用に伴い、地上権を設定するものです。設定期間は、一時転用期間と同じ期間で、最長 10 年間であり、3 条許可は転用許可と同時許可になります。以上です。

議長 　ただいま事務局から説明がありましたが、引き続き調査がなされていますので、63 頁 22 番を寺下委員に、64 頁 23 番から 68 頁 31 番までを中塩屋委員に報告をお願いします。

寺下 　議席番号 16 番の寺下です。去る 3 月 11 日、記載の 2 名の委員と事務局で、農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので報告します。

63 頁 22 番ですが、下限面積の調査です。申請者は市内の方で、就労支援事業所の役員もされており、その事業所の雇用契約者とともに農作業もされている方で、現在、水耕栽培で葉物野菜を栽培しているとのこと。今後、取得した農地には、ビニールハウスを整備し、水耕栽培で、高麗人参を栽培するとのことでした。農地の全てを効率的に利用し、農作業も常時従事し、下限面積も超えることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと思われるため、調査員としましては、3 条の許可要件を全て満たしていると判断しました。以上です。

中塩屋 　議席番号 1 番の中塩屋です。去る 3 月 12 日、記載の 2 名の委員と事務局で、農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので報告します。

まず、64 頁 23 番ですが、24 番、25 番も関連がありますので、併せて報告します。下限面積の調査です。申請者は市内の肉用牛一貫経営の法人の代表者で、今回、個人として父親、祖母からの贈与、知人から売買で農地を取得するもので、長年農業に従事していて、作業に必要な農機具は、トラクター等他一式、所有していました。今回取得する農地には、水稻を作付けするとのことでした。

次に 64 頁から 66 頁までの 26 番ですが、66 頁から 67 頁にかけての 27 番、28 番も関連がありますので、併せて報告します。市外取得の調査です。申請者は市外で肉用牛一貫経営をしている法人で、輝北にある申請された牧場と施設を全て継承するというので、今回その牧場（採草放牧地）と畑の許可申請になります。作業に必要な農機具は、それぞれの牧場にある農機具一式を引き継ぐということでした。取得する農地には、牧草を作付けするとのことでした。

次に 29 番ですが、農業開始、下限面積の調査です。申請者は市内の方で、今回、父から贈与を受けて、農業を開始するもので、作業に必要な農機具は、トラクター等、他一式所有していました。取得する農地には、水稻、さつまいもを作付けするとのことでした。

次に 68 頁 30 番ですが、農業開始、下限面積、市外取得の調査です。申請者は、市外の方で、今回、青年等就農資金の借入を予定し、肉用牛子牛生産の経営を計画されている方

で、現在、農家さんのところで研修しているところです。今後、農機具も取得する計画で、取得した農地には、飼料作物を作付けするとのことでした。

次に 31 番ですが、市外取得の調査です。申請者は市外の方で、長年、農業に従事していて、水稻とそばを作付けしているとのことでした。取得する農地には、そばを作付けするとのことでした。作業に必要な農機具は、トラクター等、一式所有していました。

以上 9 件とも、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められます。また、農作業にも常時従事し、下限面積も超えることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと思われるため、調査員としましては、3 条の許可要件を全て満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 　　ただいま説明、報告がありました 46 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に 73 頁、議案第 99 号「農地転用の事業計画変更について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 　　議案第 99 号、73 頁の 3 件です。1 番は、当初の事業で、計画地としていた畑 1 筆について、所有者から畑として継続利用したい申し出があったため、今回、事業計画の変更（1 筆削除）を行うものです。

2 番は、当初の事業で、事業計画外でありましたが、測量及び立会を行った結果、事業計画区域に該当する筆が判明したため、今回、事業計画の変更（1 筆追加）を行うものです。79 頁、5 条申請の 21 番と関連です。

3 番は、当初の事業では、一般住宅を建築する目的で申請地を取得しましたが、途中で家族構成が変わったため、新築する必要がなくなり、今回、事業継承者との希望条件に合致したことから、事業計画の変更を行うものです。83 頁、5 条申請の 38 番と関連です。以上です。

議 長 　　ただいま、事務局から説明しました、3 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に 74 頁、議案第 100 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 　　議案第 100 号、74 頁です。今回は 2 件で、畑 3 筆、2 千 531 ㎡となっています。1 番は、貸家、作業場、通路を整備するもので、農地区分は 1 の 3 です。2 番は、堆肥舎を整備す

るもので、農地区分は農用地利用計画指定です。以上です。

議長 　ただいま事務局から説明がありました2件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に75頁、議案第101号「農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 　議案第101号、75頁から87頁です。87頁で説明します。今回は、田3筆、1千466㎡、畑64筆、4万3千74.65㎡、他2筆、773.87㎡、計69筆、4万5千314.52㎡となっています。

75頁をご覧ください。1番は、宅地分譲を行うもので、農地区分は3の5です。2番は、駐車場を整備するもので、農地区分は3の5です。3番は、事務所を整備するもので、農地区分は3の5です。4番は、駐車場を整備するもので、農地区分は3の5です。5番は、宅地分譲を行うもので、農地区分は3の5です。

次に76頁6番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は3の5です。次の7番、8番は、一般住宅、貸家を整備するもので、農地区分は3の5です。9番は、建売住宅、通路を整備するもので、農地区分は1の3です。

次に77頁10番、11番は、事務所、倉庫、駐車場を整備するもので、農地区分は1の3です。次の12番、13番は、建売住宅、通路を整備するもので、農地区分は1の3です。14番は、農家住宅、作業所を整備するもので、農地区分は1の3です。

次に78頁15番から17番までは、太陽光発電施設を整備するもので、農地区分は2の4です。18番は、牛舎、サイロを整備するもので、農地区分は農用地利用計画指定です。

次に79頁19番、20番は、畜舎を整備するもので、農地区分は農用地利用計画指定です。21番は、通路を整備するもので、農地区分は2の4です。

次に80頁22番から87頁の54番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議長 　ただいま、事務局から説明がありましたが、引き続き調査がなされていますので、80頁22番から82頁30番までを田中委員に、82頁31番から84頁39番までを泊委員に、84頁40番から87頁54番までを障子田委員に報告をお願いします。

田中 　議席番号9番の田中です。去る3月11日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、80頁の22番ですが、23番と関連がありますので併せて報告します。申請地は、下堀公民館の西側に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがある農用地区域内

農地です。申請者は市内の農家で、申請地に野菜保管庫を整備する計画です。転用目的が農業用施設と認められることから、農用区域内農地の許可基準である「農用地利用計画指定用途」に該当すると判断しました。なお、隣の農業用施設の駐車場として既に使用していることから、始末書を添付しての申請になります。

次に 24 番ですが、25 番と関連がありますので併せて報告します。まず、24 番ですが、申請地は、上野町公民館の南西側に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがないため、第 2 種農地と判断されます。申請者は市外の建築業の法人で、申請地に建売住宅 1 棟を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に 25 番ですが、申請地は、24 番の隣接地であり、第 2 種農地と判断されます。申請者は市内の公務員で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に 81 頁の 26 番ですが、29 番まで関連がありますので併せて報告します。申請地の 26 番は、有武公民館の北側に位置し、27 番と 28 番は、大始良小学校の南西側に位置し、29 番は工業団地の南東側に位置し、申請地付近は 10ha 以上の農地の広がりがないため、第 2 種農地と判断されます。申請者は県外の太陽光発電事業の法人で、申請地に太陽光発電施設を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に 82 頁の 30 番ですが、申請地は下名小学校の南側に位置し、申請地付近は 10ha 以上の農地の広がりがないため、第 2 種農地と判断されます。申請者は県外の太陽光発電事業の法人で、申請地に太陽光発電施設を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

以上、22 番から 30 番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としましては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

泊 議席番号 10 番の泊です。去る 3 月 12 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、82 頁の 31 番ですが、申請地は鹿屋医療センターの北西側に位置し、申請地付近は、

10ha以上の農地の広がりがないため、第2種農地と判断されます。申請者は市内の小売業の法人で、申請地に社宅と駐車場を整備する計画です。申請地は都市計画用途地域から500m以内に位置するため、第2種農地の許可要件である「市街地近接農地」に該当すると判断しました。

次に32番ですが、33番と関連がありますので併せて報告します。申請地は王子町公民館の北東側に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがないため、第2種農地と判断されます。申請者は市外の社会福祉事業の法人とその職員で、申請地に介護施設（デイサービスセンター）、貸通路を整備する計画です。申請地は都市計画用途地域から500m以内に位置するため、第2種農地の許可要件である「市街地近接農地」に該当すると判断しました。

次に34番ですが、申請地は笠之原町公民館の北側に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがないため、第2種農地と判断されます。申請者は市内の会社員で、申請地に一般住宅を整備する計画です。申請地は都市計画用途地域から500m以内に位置するため、第2種農地の許可要件である「市街地近接農地」に該当すると判断しました。なお、現地調査の時点で、シラスを入れてあることが判明したことから、今回の申請に伴い、始末書を求めました。

次に83頁の35番ですが、37番まで関連がありますので併せて報告します。申請地の35番から37番までは、串良町ふれあいセンターの北側に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがないため、第2種農地と判断されます。申請者は県外の太陽光発電事業の法人で、申請地に太陽光発電施設を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に38番ですが、事業計画変更3番と関連です。申請地は細山田中学校の北西側に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業が施行されているため、第1種農地と判断されます。申請者は市内の自営業者（美容院）で、申請地には、店舗付き住宅、物置、駐車場を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に84頁の39番ですが、申請地は細山田インターチェンジの北西側に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがあるため、第1種農地と判断されます。申請者は市内の会社員で、申請地には、一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、31番から39番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を

及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

障子田 議席番号3番の障子田です。去る1月15日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

84頁の40番ですが、87頁の54番まで関連がありますので併せて報告します。申請地は、40番から49番までは、細山田インターチェンジの北側に位置し、50番から54番までは、串良町有里の昭栄自治公民館の南側に位置する場所で、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがある、農用地区域内農地の15件です。申請者は製茶業の法人で、申請地において、茶の栽培を継続しながら、農地に支柱を立てて、その上空に太陽光発電施設を設置する、営農型太陽光発電施設を整備するための一時転用の計画であり、転用期間は最長10年間です。計画では、営農の適切な継続が見込まれ、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま説明、報告がありました、許可申請54件です。何かご異議ありませんか。

郷 原 質問ですけれども、40番からあとの案件ですけれども、面積が0.71㎡となっているのですが、これは転用面積なのですか。

下 原 ただ今の質問ですけれども、面積が全て0.71㎡となっているということで、これにつきましては、転用の面積で、営農型太陽光のパネルを支える支柱の部分の合計面積になります。計画では、それぞれの畑におきまして、支柱が154本、パネルが324枚、設置する計画で、全て同じ計画でございますので、面積につきましては、支柱154本分が占有する面積の合計0.71㎡になっているということでございます。

郷 原 筆の一部を転用するということですか。

下 原 筆の一部を転用するということなことです。

議 長 他にございませんか。私のほうから、ここにお茶をしている方がいらっしゃいますけれども、お茶は、現在機械をいれて摘み取り等していると思いますけれども、そういったものに対して支障はないものかどうか、お茶をしている方に伺いたいのですが。

寺 下 この案件につきましては、1年ぐらい前に2反歩ぐらいの申請がありましたが、その時、私も立ち会いました。その時の説明では、機械の高さが1m80cmぐらいあるのですが、その高さよりも、裾の方は高く上げて設置するので、機械には支障がないと説明を受けております。それで、支柱の方は、畝の関係がありますので、1列は確実に無くなっていくのではないかと考えております。特に支障はないと考えております。

議 長 ありがとうございます。ただいま説明、報告がありました、許可申請54件です。ご異議ございませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に 88 頁、議案第 102 号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第 102 号、88 頁から 97 頁です。89 頁で説明します。右下の表をご覧ください。今回は、8 件で、畑 1 万 4 千 111 m²、その他 2 千 48 m²、計 1 万 6 千 159 m²となっています。次の 90 頁から 97 頁は、付近見取図及び施設配置計画図です。全て記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明がありました。引き続き調査がなされていますので、88 頁 1 番から 89 頁 8 番までを寺下委員に報告をお願いします。

寺 下 議席番号 16 番の寺下です。去る 3 月 11 日、記載の 2 名の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告いたします。

まず、88 頁の 1 番ですが、周辺図等は 90 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、桜町学園の東に位置する場所で、10ha 以上の農地の広がり無く、小集団の生産性の低い農地であり、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地と判断されます。申出人は、市外の太陽光発電施設の製造、販売を営む法人で、申出地に太陽光発電施設を整備する計画です。申出地は、第 2 種農地の許可基準である「その他の農地」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると思われ。

次に 2 番ですが、周辺図等は 91 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、登記地目及び現況地目が農地でないため、農地法の適用は受けられない案件です。

次に 3 番ですが、周辺図等は 92 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、旭原公民館の南に位置し、10ha 以上の農地の広がりがあり、第 1 種農地と判断されます。申出人は、市内の不動産業を営む法人で、申出地にアパート 2 棟と駐車場を整備する計画です。申出地は、周囲の集落に接続することから、第 1 種農地の許可基準である「集落接続施設」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 4 番ですが、周辺図等は 93 頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申出地は、大隅縦貫道笠之原インターチェンジの東に位置し、10ha 以上の農地の広がりがある農用地区域内農地です。申出人は、市内の農業生産法人で、申出地に集出荷貯蔵庫と駐車場を整備する計画です。農業用施設用地に用途変更する目的であることから、許可基準である「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 5 番ですが、周辺図等は 94 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、

輝北町諏訪原の農業公社研修施設の西に位置し、10ha以上の農地の広がりがあり、第1種農地と判断されます。申出人は、市内の方で、隣接する店舗用の駐車場を整備する計画です。申出地は、周囲の集落に接続することから、第1種農地の許可基準である「集落接続施設」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に6番ですが、周辺図等は95頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申出地は、十五社神社の西に位置し、10ha以上の農地の広がりがある農用区域内農地です。申出人は、市内の畜産農家で、申出地に牛舎とサイレージ置場を整備する計画です。農業用施設用地に用途変更する目的であることから、許可基準である「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に7番ですが、周辺図等は96頁をご覧ください。農用区域内への編入の申し出です。申出地は、吾平町の中央西地区ふれあいセンターの南西に位置し、10ha以上の農地の広がりがあり、第1種農地と判断されます。申出人は、市内の農家で、畑かんを利用した営農を行う計画です。申出地は、農用区域内農地の隣接地であり、農用区域内への編入については、支障がないと判断しました。

次に8番ですが、周辺図等は97頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申出地は、フレンドリー飯隈の西に位置し、10ha以上の農地の広がりがある農用区域内農地です。申出人は、市内の畜産農家で、申出地に堆肥乾燥施設を整備する計画です。農業用施設用地に用途変更する目的であることから、許可基準である「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

以上、1番と3番から8番までの申し出については、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外、用途変更及び編入は支障がないと判断しました。また2番については、農地法による適用は受けられないことになります。以上です。

議長 　　ただいま、説明、報告がありました88頁から89頁の8件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に98頁、議案第103号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 　　議案第103号、98頁です。今回は4件で、田1筆、189㎡、畑3筆、2千317㎡、計4筆、2千506㎡です。全て記載のとおりです。以上です。

議長 　　ただいま、事務局から説明がありましたが、引き続き調査がなされていますので、98

頁1番から4番までを中塩屋委員に報告をお願いします。

中塩屋 議席番号1番の中塩屋です。去る3月12日、記載の2名の委員と事務局で、非農地証明について調査を行いましたので、報告いたします。まず、98頁の1番ですが、申請地は、高須中学校跡地の北東に位置し、平成元年から住宅敷地として、利用しているとのことでした。建物の状況からしても20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に2番ですが、申請地は鹿屋女子高の南東に位置し、平成11年から住宅敷地として、利用しているとのことでした。建物の状況からしても20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に3番ですが、申請地は井ノ上病院の南に位置し、平成6年から牛舎の敷地として、利用していたとのことでした。建物の状況からしても20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に4番ですが、申請地は鹿児島きもつき農協申良支所の南に位置し、昭和46年頃から住宅敷地として、利用しているとのことでした。建物の状況からしても20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

議長 ただいま、説明、報告がありました4件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に99頁、議案第104号「農地利用（形質）変更届について」を議題としますが、議事参与の制限にあたりますので、福元副会長に退席をいただき審議します。

（福元副会長：退席）

99頁1番、2番について事務局の説明をお願いします。

下原 議案第104号、99頁です。今回は2件で、畑2千57㎡です。全て記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、畠井委員から報告をお願いします。

畠井 議席番号13番の畠井です。農地利用形質変更届に伴う現地調査を、3月9日に地区担

当の私と事務局で行いましたので報告します。

99 頁の 1 番ですが、2 番も関連がありますので併せて報告します。申出地は、吾平町の馬込橋の北に位置します。変更の理由は、申請地が周辺の農地より低く雨水が溜まり耕作ができないため、盛土を 80cm ぐらいして、利用したいとのことでした。今後、形質変更の盛土により隣接農地や道路に土砂が流出しないように十分、留意するよう指導しました。今回の変更は、周辺農地の地権者の同意もあり、周辺農地にも影響が無いと思われることから、調査員としましては、形質変更は支障がないと判断しました。以上です。

議長 　ただいま、説明、報告がありました福元副会長に係る 99 頁 1 番、2 番の形質変更の 2 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、本件は受理と決定します。

(福元副会長：着席)

福元副会長に係る案件は、申請どおり受理と決定しました。

次に 100 頁、議案第 105 号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 　議案第 105 号、100 頁から 134 頁です。今回新たに、譲渡希望が 117 頁、204 番、次に、賃貸借希望が 133 頁、182 番から 192 番までですので、お目通しください。以上です。

議長 　ただいま、事務局から新たな申し出農地について説明がありました。これからの案件は、議長からあっせん委員の指名をしますが、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、あっせん委員を指名します。

117 頁、土地の所有者からの譲渡希望の 204 番を泊委員と村場委員をお願いします。

次に 133 頁、賃貸借希望の 182 番、183 番を郷原委員と藏ヶ崎委員に、184 番、185 番を畠井委員と西元委員に、186 番、187 番を榎原委員と清水委員に、188 番を西ノ原委員と谷口委員に、189 番を堀之内委員と大園委員に、190 番を泊委員と村場委員に、191 番、192 番を倉田委員と高田委員をお願いします。

次に 135 頁、議案第 106 号「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査による非農地の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 　議案第 106 号、「荒廃農地の発生・解消に関する調査による非農地の意見決定について」です。資料は 135 頁です。昨年(2019)の 8 月 1 日から 9 月 20 日にかけて調査した、農地利用状況調査において、「再生利用が困難と見込まれる農地で農振農用地区域外」は、19 万 7 千

3 m²、168 筆となりました。詳細については先月の総会時に配付いたしました「令和元年度利用状況調査における非農地と思われる荒廃農地一覧表」に記載のとおりです。2月22日から3月8日まで調査結果の再確認期間としたところですが、確認期間において、非農地の意見決定から除外する農地はありませんでした。非農地として決定された土地については、農地台帳の整理を行い、所有者等に非農地通知書を送付するとともに、法務局等関係機関へ一覧表を送付することとします。非農地通知の発送については今月中を予定しています。以上です。

議長 　ただいま説明がありました農地に該当しない168筆について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨を決定します。

次に136頁、議案第107号「農地法第3条第2項第5号の規定による令和2年度下限面積の設定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 　議案第107号 136頁です。農業委員会は毎年、下限面積の設定又は修正の必要性について、審議することになっています。

1 令和2年度の方針としましては、現行の下限面積40aの変更は行わないとするものです。ただし、鹿屋市が実施している空き家等バンク制度に登録された空き家に附属する農地は、平成31年度に引続き、1m²とするものです。

2 理由としましては、営農条件が概ね同一の区域については、下限面積未滿の農地を耕作している農家が40%を下回らないように設定することになっており、現在、40a未滿の耕作農家が全農家数の41.7%を占めていることから、40aの変更は行わないとするものです。ただし、空き家バンク制度に登録された空き家に附属する農地で、周辺農地の利用に支障がないと認められる区域の場合は、下限面積の引下げも可能なことから、1m²とするものです。

以上です。

議長 　令和2年度の下限面積の設定です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、令和2年度の下限面積については決定します。

次に議案書の137頁、「農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

下原 　合意解約について、137頁から147頁です。147頁で説明します。今回は45件で、田29筆、2万851m²、畑25筆、4万4千495m²、他1筆、3千90m²、計55筆、6万8千436

m²です。これらは全て、第 18 条第 6 項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。

初めに 137 頁です。1 番から 5 番までは、借り手の変更。

次に 138 頁 6 番から 9 番までは、借り手の変更。

次に 139 頁 10 番から 13 番までは、借り手の変更。

次に 140 頁 14 番は、借り手の変更。15 番から 17 番までは、中間管理機構への貸出しのため。18 番は、借り手の都合。

次に 141 頁 19 番から 22 番までは、借り手の都合。

次に 142 頁 23 番、24 番は、借り手の都合。25 番、26 番は、借り手の変更。

次に 143 頁 27 番は、借り手の都合。28 番から 31 番までは、売買のため。

次に 144 頁 32 番は、売買のため。33 番から 35 番までは、中間管理機構への貸出しのため。

次に 145 頁 36 番から 38 番までは、借り手の変更。39 番、40 番は、売買のため。

次に 146 頁 41 番から 44 番までは、売買のため。

次に 147 頁 45 番は、売買のため。以上です。

議 長 ただいまの報告のとおり、137 頁から 147 頁までの 45 件の合意解約です。報告をさせていただきます。

これからの報告案件 7 件は、3 月 17 日の運営委員会で協議しましたので、委員長の私から概要を報告します。別冊の「令和元年度第 12 回鹿屋市農業委員会総会報告事項」をご覧ください。まず、1 頁から 2 頁、令和 2 年度農作業標準賃金及び農作業料金では、一般賃金以外は変更が無かったとのことでした。

次に 3 頁、令和 2 年度農地賃借料では、平成 31 年 1 月から令和元年 12 月までに締結された賃貸借の 10a あたりの額であるとのことでした。

次に 4 頁から 6 頁、令和 2 年度の総会・調査等の日程は、特に意見等もなく、了承されました。

次に 7 頁、令和 2 年度調査員割当についても、特に意見等もなく、了承されました。

次に 8 頁、令和 2 年度農業委員先進地視察研修については、本市と同等である薩摩川内市、八代市農業委員会では委員会の運営及び活動状況や農家戸別訪問など耕作放棄地再生についてお伺いできればと計画するとのことでした。

次に 9 頁、令和 2 年度農業委員会事務局当初予算概要については、前年度より、224 万 3 千円の減額となっていますが、主に農用地利用集積助成事業の減額であります。

農業委員会活動記録簿の変更について鹿児島県農業会議から令和2年4月からは、人・農地プランを重視した様式となっております。

次に「令和2年度農作業標準賃金及び農作業料金について」から「農業委員会活動記録簿の変更について」まで一括して、事務局の説明をお願いします。

次 長 別冊資料の1頁から2頁、「令和2年度農作業標準賃金及び農作業料金について」ご説明します。この標準賃金は、法令や規定によるものではありません。きもつき農協、吾平農協、そお農協、農業公社等の料金の平均値をお示ししたものです。昨年との変更点は一般賃金ですが、令和元年10月3日に県の最低賃金が761円から790円に29円、増額改定されましたので変更しました。それ以外は、昨年と同額としていますが、4頁の参考、畜産環境センターの取扱堆肥の表中の変更が、右端の成分表示の窒素が昨年の3.2%が3.7%に、リンの6.4%が12.0%に、カリの0.9%が0.82%に、炭素窒素比の5.8対1が5.3対1に変更となり、水分含有率は36%と変更になりました。なお、金額については、全て消費税は含んでおりません。

次に3頁「令和2年度農地賃借料について」ご説明します。平成31年1月から令和元年12月までに締結された賃貸借における10a当たりの賃借料水準となっております。農地の賃借料を決められる際を目安としてお示しするものです。記載の額は、100円未満を四捨五入してあります。

下 原 次に「令和2年度の総会・調査等の日程について」ですが、説明に入る前に資料の修正をお願いします。資料の5頁をお開きください。8月の日程表の13日の調査ですが、3条調査の記載が漏れておりますので、記入をお願いします。

それでは、令和2年度の総会・調査等の日程について説明いたします。4頁から6頁にかけて記載しています。各種申請書の受付については、毎月末日を締切日とし、土日・祝祭日の場合はその前日としております。現地調査については、毎月中旬頃に4条、5条調査が2日間実施し、3条、農振調査がそれぞれ1日で実施することとしています。総会については、23日を基本に開催することとしております。以上です。

次に7頁をご覧ください。令和2年度の調査員割当表です。先ほどの調査日程でもありましたように、4条、5条調査は2日間実施し、3条、農振調査はそれぞれ1日で実施することとしております。体制としましては、農業委員1名、推進委員1名の計2名で実施することとしております。以上です。

次 長 次に8頁の「令和2年度農業委員先進地視察研修について」ご説明します。令和2年度の先進地視察研修ですが、1泊2日で鹿屋市と同等の規模を持つ薩摩川内市、八代市農業

委員会で委員会の運営及び活動状況や農家戸別訪問など耕作放棄地再生についてお伺いできればと企画しましたが、新型コロナウイルス感染予防対策により日程は、状況を踏まえながら決めたいと思います。

次に9頁、令和2年度 農業委員会事務局、当初予算概要について、ご説明いたします。3月議会に上程しました、令和2年度一般会計当初予算のうち、農業委員会事務局の当初予算の概要についてですが、まず、経常経費の「農業委員会運営経費」令和2年度当初予算額は3千319万9千円です。事業内容は総会の開催や農地法に係る調査等で、主な経費内訳は委員報酬・利用状況調査の報償金・委員費用弁償、研修旅費、県農業会議への負担金等となっています。昨年と比較して685万8千円の減額となっていますが、嘱託、パート賃金が新たな事業の会計年度任用職員経費として681万3千円の増額となっております。これを比較しますと昨年より17万2千円の減であります。

次に「農業者年金受託事業」ですが、令和2年度は、117万円で昨年と比べ12万7千円の減額となっています。農業者年金加入推進のための受託事業で、事業内容は年金加入促進・年金手続き等で、経費は加入推進活動謝礼や消耗品、切手代等となっています。

次に政策経費の「農地流動化地域総合推進事業」ですが、令和2年度予算は、1千386万4千円で、前年と比べ207万1千円の減額となっています。事業内容は、担い手への農地集約・あっせん活動、利用権設定に係る助成金や遊休農地解消対策助成金等であります。以上です。

久木田 次に活動記録簿について、ご報告いたします。早速で大変申し訳ないですが、資料の修正をお願いします。12頁の活動記録簿の左側にある活動した日の欄の10日の行をご覧ください。その行の一番右にあります備考・メモ欄のメモ「利用権設定に係る調整」の文言を「あっせん協議」に、同様にその下の17日の行のメモ「戸別訪問、あっせんにかかる調整」の文言を「戸別訪問と利用権設定に係る調整」に修正をお願いします。また13頁の左側の農地利用の意向把握の状況の欄の日付が9月17日の段の右の意向の概要に記載してあります貸人の「輝北一郎」さんを「鹿屋太郎」さんへ修正をお願いいたします。

19頁をご覧ください。1、様式についてです。4月から農業委員会活動記録簿が変更になります。16頁、17頁の様式から10頁、11頁にあります様式へ変更になります。また、大きさもA3横からA4横へ変更になります。

2、提出についてです。こちらは変更ありません。活動期間を1日から31日の一月を一区切りとし、翌月の総会時に提出する流れです。ただし、12月、3月に関しては県に提出する資料の取りまとめの関係で翌月7日までに、お近くの支所等に、ご提出をお願いい

たします。

3、提出方法についてです。現在紙ベースのみの提出となっておりますが、来年度から紙かデータでの提出となり、ご都合がいい方を選択していただければと思います。こちらに関しては、総会資料と同封してあります「アンケート用紙」にご記入くださり総会終了後にご提出していただければと思います。そのアンケートを基に、各委員に紙、または CD をお渡しする予定です。提出方法としては、紙での提出を選択の方は総会時、データでの提出を選択の方は、CD かメールでの提出をお願いいたします。メールは、資料に記載してありますメールアドレスへ送信をお願いいたします。こちらのメールアドレスは、4月からの使用になりますので、3月中にテスト送信をされた場合は、届きませんのでご注意ください。CD での提出の場合は、お渡しする CD へ上書き保存していただき事務局へ持参していただくと事務局でデータをコピーいたします。

次に4、活動時間の考え方です。考え方としては、今までと変わりません。総会、運営委員会出席、調査員割当による調査など事務局からの招集があった事項に関しては、その活動にかかった時間をご記入ください。また、3条許可申請に伴う現地調査、追跡調査、人・農地プランに係る活動、農家戸別訪問や農地の利用調整に係ることは自宅を出発して、その活動を終えてから帰宅するまでの時間をご記入ください。

5、記入方法です。12頁をご覧ください。まず、農委法（農業委員会等に関する法律）第6条第1項に基づく業務についてです。現地調査や追跡調査は、②の農地の売買・賃借・転用の現地確認・事前相談等の欄へ時間のご記入をお願いいたします。ここで注意していただきたいのが、追跡調査に関して、⑬の「農地パトロール」への記載がたまにみられますが、⑬の「農地パトロール」は通常の定期的におこなっている農地パトロールのほうをご記入ください。よろしく申し上げます。また、⑤のその他ですが、毎月配布をお願いしている「利用権の公告の配布」は、⑤の「その他」に該当し、利用権に関する農地の利用調整は、⑨に該当しますのでご注意ください。

次に農委法第6条第2項に基づく業務についてです。農地所有者等への意向把握として戸別訪問や来訪・電話等をした場合には、⑥「農地所有者等への意向把握」に時間をご記入ください。その場合は、裏面、13頁にあります「1. 農地利用の意向把握の状況」へもご記入ください。また、⑦の人・農地プラン等の話し合いへの参加をした場合は、裏面の「1. 農地利用の意向把握の状況」「2. 話し合いの参加状況」にもご記入ください。

また、その他の⑧から⑱までの項目に関しては、時間は活動記録簿へご記入いただき、詳細の内容に関しては、14頁の「農業委員会活動記録帳」にご記入ください。したがって、

毎月の提出が活動記録簿と活動記録帳の2枚になる方ができます。例えば、12頁の表で説明していきますと上から2番目の6日の段の備考・メモ欄に「所有権移転協議」と記載がありますが、その段の該当項目に時間とメモを記載していただき、別紙の14頁にある「農業委員会活動記録帳」へ所有権移転協議の具体的な内容を記載していただくということになります。また、12頁の例で、17日の「個別訪問、利用権設定に係る調整」をした場合ですが、活動記録簿の裏面になる13頁に9月17日の例のような内容を記載し、例では、鹿屋太郎さん宅を戸別訪問したところ、鹿屋太郎さんが串良町に所有している農地を串良次郎さんへ貸したいという意向を把握したので、このような記載になります。このときには、表面の12頁には、⑥と⑨に時間を、備考・メモ欄には簡単な行動メモを記載します。また31日の例で、人・農地プランの話合いですが、表面の12頁には、⑦に時間を、備考・メモ欄には簡単な行動メモを記載していただき、裏面である13頁の1に農地の意向把握をした内容、2に話合いの内容を記入していただくということになります。13頁の例のように、こちらは串良太郎さんの農地を購入したいという意向を把握したので、意向の概要にその旨を記載します。こちらの表は、注釈の四角の枠内の下になってかくれてしまってますみません。2の話し合いの内容に、経営規模を大きくしたいので購入したい発言があったことを記載します。

次に移ります。最後の農委法第6条第3項の項目は少なくなっておりますが、記載の仕方は今まで通りです。なお、その左のほうの網掛けの部分は、事務局記載欄になります。

15頁の農業委員会総会・部会記録帳は、総会や部会に参加されたときに活用してください。こちらはご自由にご活用ください。提出は不要です。事例の詳細は18頁に記載がありますのでお目通しください。記載例の説明は、以上です。

19頁にお戻りください。6、その他注意点についてです。(2)をご覧ください。病気療養等の何らかの理由により長期間活動ができない場合は、毎月の報酬の支払いに影響がでてくるためお手数ですがご連絡をください。以上、至らない点もあったと思いますが私の方から説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局から報告案件の説明がありましたが、何かございますか。

新村 　4番新村です。活動報告書の件ですけれども、今、事務局から記載について説明がありましたけれども、改選があった8月から同じ旧方式でやってきているわけですが、これは、新しく変わってきて、戸惑っているわけですが、これが、このようにして、できるのかなと、そういう不安もあります。それで、一つ一つ教えていただきたいのですが。用紙がA3からA4にすべて変更するということですが、このような活動記録簿、今までA3でしたが、

これを A4 に全部変わっていくということですよ。それから頁を追って教えていただきたいのですが、この活動記録簿が、まず、あって、その下のほうに、今までは、活動報告書があったのですが、4月から、農業委員会の活動記録帳が、この15頁ですよ、これは、総会なんかの内容を書くわけですが、その次に14頁の活動記録帳ですが、これを記載する。それから、13頁の意向把握の状況、これも添付するということになってくるわけですが、最大3枚付けなければならないということになってくるかと思いますが、これは、確認ですが、最大3枚付けることになってくるわけですよ。それと、14頁の活動記録帳ですが、従来の様式でいいますと、例えば、何月何日何時何分頃という記載がしてありますけれども、記録帳のこの記載は、何の時間を書けばいいの。今までは、何時から何時までと、30分を一区切りにして、1.0時間とか1.5時間とかしていましたが、これは、どういう時間を書くのか。それから、場所ですね。今までは、活動の場所を書くようになっていましたが、この様式は、その場所をここに書くのか。また、今までは、相談活動の相手方というのもありましたけれども、これは、この記録帳の中にはないわけですよ。何か複雑になったような気がします。それで、場所の下のほうのここですけれども、ここは何を書くのか。ちょっと今説明を受けた限りでは、複雑になっていてわからない部分があるのですけれども、そこら辺をもう少し教えてほしいのですけれども。それから、13、14、15頁に書いてあるこういうものは、大変複雑になっているのですが、農業委員会のこの様式に分けてあるのは、全国的にこういう風になりましたのか、それとも、農業委員会がいろんな集計をするときに、便利だよということで、CDでの報告も含めてそういう風になったのか。ちょっとこれを見て、私自身は、戸惑っている感じがするわけですが、旧方式ではいけないのかなというように気がするものですから。ちょっと教えていただきたいと思います。何か質問が支離滅裂になったような感じがしますが、頭の中が私も混乱していて、どういう風に処理をしたらいいかわからないものですから、質問の内容がわからない部分があるかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

久木田　　まず、様式についてですが、様式は、農業会議のほうから2020年農業委員会活動記録セットというのが、販売されていて、それを参考にさせていただいています。集計等も新しい様式に沿って集計するようになっていきますので、新しい様式でご記入していただければと思います。サイズも今まで大きかったのですが、A3だったわけですが、新様式がA4で統一されていたので、そちらのほうを参考にしてみました。

郷原　　これでは、字が書ききれないよ。今のA3でも大変なのに。

新 村 例えば、せめて表紙の、といいますか、この活動記録簿ですか、これぐらいは A3 でないと、A4 では、おそらく手書きで書いても、パソコンで打っても、はみ出してしまうのではないかと。おそらくパソコンの字で、ポイントでいうと 5 ポイントか 4 ポイントの小さな字にしないと書ききれない気がしますね。

久木田 大きさに関しては、事務局のほうで後ほど検討させていただいてよろしいですか。

郷 原 以前、様式が変わったときに、詳しく記載例を作って、説明をやりましたですよ。やはり、あのようにして、記載例を作って、記載の流れを作ってほしいですね。いくら何度も説明されても、二つ、三つした時には、前のことは、忘れるのですよね。記載例をできたら作っていただきたい。

畠 井 記載例は、ここに書いてありますよね。番号も書いてありますよね。

郷 原 だいたい、わかるのですけれども。前、記載例をもらいましたよね。あのような記載例を作っていたら、わかりやすいと思うのですよ。

局 長 今、18 頁ですけれども、事務局のほうで、活動記録簿とか、この新しい様式でもらった時に、記入方法がわかるようにということで、事務局で考えられることを列挙して一応記載例として掲載したのですけれども。10 頁の新様式で、12 頁に記載例を書いたのですが、ここに、こういう行動をしたら、ここに記載するというようなものを書いて渡したほうがよいということですよ。

新 村 もう一ついいですか。14 頁の農業委員会活動記録帳というのがありますが、総会の日の部分もこれを書くのですよね。そうしますと 15 頁に総会の部分を書くことになりますが、この部分が、記録簿帳でも記載が出てくる、それから、今度は、総会の記録が詳細に出てくる。そういうかっこうになってきますか。それとも、総会の部分は記録帳に書かなくてもいいのか。その辺が何か複雑になってくるような気がするわけですけれども。そこら辺りをもう少し簡素化できないのかなと。

次 長 今新村委員から言われたのは、15 頁の委員会総会・部会記録帳は、総会とかの出来ごとを書いて、こちらは提出する必要はありません。用紙は別々ですので。活動記録帳のほうは、農委法第 6 条第 1 項、2 項、3 項のうち、第 2 項の番号で⑧から⑱の活動を記載していただく、第 2 項の⑥と⑦については、裏面の農地利用の意向把握状況及び、話し合いへの参加状況の欄に記載をしていただく。

新 村 15 頁の記録帳は、提出する必要はないということですか。

次 長 そうです。自分の控えです。

西ノ原 案ですけれども、前からも思っていたのですけれども大体 70、80%の例題を書いたのを

配っていただければ、全員がやりやすいのでは。記載例を作って配っていただければと思います。

新 村 14 頁の記録帳は、従来の形ではいけないのですか。

久木田 記録帳に関してですが、こちらのほうは、時間を活動記録簿のほうに書いて、その内容を書いていただくような形になっているので、何時何分頃というのは、30 分単位で書いていただければよいと思ったところでした。

新 村 これは、時間ですか。何を書けばいいのか。

久木田 時間は 12 頁でわかるので・・・。

新 村 じゃ、ここは、何を書くのか。

久木田 始まった時間を書いていただければ。

新 村 今までの様式でも、このように、書いているのですよね、今までの様式で何が悪いのかと思うのですよね。場所についても、一箇所ではなく、貸し借りの場合は二箇所行ったりしますから、また場合によっては、場所が違ったりするわけですよね。場所のカッコは、何を書くのか、さっきも質問をしたのですけれども。

久木田 この活動記録帳に関しては、県のほうから出している様式を本に書いているのですけれども、12 頁の表の時間だけでは、わからないので、14 頁の表をつけていただくようにしています。場所のカッコは、どこ地区で活動したとか、そういうものを書いていただけたらと思います。それを基に、交付金の計算とかをしていくので、これが、大基になっていて計算をしていくので、何かあったときに、こういう地区でこういう活動をしましたよという証明になるものですので、何時何分という詳細は書いていただかなくても、何分ごろから活動をした、どこどこにいたという内容を書いていただければと思います。

新 村 そう書くのであれば、旧様式のほうがずっとわかりやすい気がする。

久木田 一応、県から出されている様式を参考にしていますので、一応、交付金を算定しやすいように、人・農地プランを重視した様式となっています。

中塩屋 会長、今日は推進委員も来ていないから、ひな形を出していただいて、そうしないと、推進委員もいないから、今日説明しても、わからないですよ。ひな形を出してください。

新 村 その検討の中で、この様式が、これでないといけないのか、県が示した様式でないといけないのか、私は、この旧様式の活動報告書ですか、これが使いやすかったのですけれども、これ（新様式）を見ると、皆さん、かえってこっち側（旧様式）のほうがわかりやすいと思うのですが。

局 長 今、お配りしている資料については、県から今度の 4 月から様式が変わりますよ、とい

うのをお示ししております。新村委員のほうからも、活動記録の内容の記載は、旧様式のほうがよいという話もございましたから、そこは、うち（鹿屋市）のほうでは、こういう使い方がいいのだがと勝手に決めるわけにもいきませんので、県に確認をさせていただきます。よければまたそれを変えるという形にしたいと思います。それと、先ほど言われました例を示したほうがわかりやすいということですので、こちらのほうでも一回それを作って配布するようにしたいと思います。

あと、推進委員の方もいらっしゃいますので、事務局預かりにしていってもらえませんか。そこはまた、皆さんにご連絡します。

議長 よろしいですか。それでは、今のこの件については、もう一回事務局のほうで検討、協議をして、やります。4月も推進委員がみえられるかどうかは、検討していきます。それでは、そのことについては、改めてやります。

例年、4月の総会後に歓送迎会を開催していますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今回の歓送迎会は、延期・中止とさせていただきますがよろしいですか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、延期・中止と決定いたしました。

郷原 今回の資料のことは、終わりですか、予算のことを聞きたいのですが。9頁の予算、経常経費のところを質問します。経常経費の6百85万8千円の減額となっておりますが、すごく大きい額ですが、何が大きく減ったのか教えてください。

局長 運営経費についての、マイナス6百85万8千円、これは、今までだと嘱託職員と事務職員の報酬とか費用弁償とかのお金でした。その予算が、今年度新たに、会計年度任用職員経費として、新たな事業として組み換えされ、その金額が、6百81万3千円と、大体同額程度の金額になります。嘱託職員さんたちの報酬がこちらのほうに、事業名を変えたということです。

議長 よろしいですか。

郷原 はい。

次長 本年度から来年度への減額は、17万2千円の減です。

議長 よろしいですか。（はい。）

4月の総会後の歓送迎会はしないということによろしいですか。（はい。）

「異議なし」ですので、延期・中止と決定いたしました。なお、4月の総会は午前9時からの開催といたします。他にございませんか。なければ、事務局のほうから、お願いします。

局 長 それでは、4月の調査委員を申しあげます。

- ・ 4月14日、火曜日、4条、5条の調査が、畠井委員、垣内委員でございます。
- ・ 4月14日、火曜日、農振調査が、園田委員、大園委員でございます。
- ・ 4月15日、水曜日、4条、5条の調査が、村山委員、鶴田委員でございます。
- ・ 4月15日、水曜日、3条全域の調査が、西ノ原委員、上穂木垣内委員でございます。

4月の総会は、4月23日、木曜日の9時からとなっておりますのでよろしくお願い申し上げます。それと、4月の総会への推進委員の出欠につきましては、新型コロナウイルスの状況をみて、会長、副会長、事務局で協議して、決定したいと、運営協議会のほうで決まりましたので、そのようにしていきたいと思っております。以上です。

議 長 他にございませんか。ないようですので、これをもって令和元年度第12回鹿屋市農業委員会総会を閉会いたします。

局 長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。「一同礼」

（ 閉 会 ）